

# 三鷹市障がい者（児）計画



平成 30 年（2018 年）3 月

三 鷹 市



「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく  
相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」の実現を目指して

このたび、「三鷹市障がい者（児）計画」を策定しました。本計画では、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までを計画期間とした「障がい福祉計画（第5期）」及び「障がい児福祉計画（第1期）」に加え、「三鷹市健康福祉総合計画2022（第1次改定）」に包含される個別計画の「三鷹市障がい者計画」を一体の計画とし、総合的な障がい者（児）施策の推進を図ることといたしました。

障がい者（児）を取り巻く環境は、障害者総合支援法をはじめとする国による法整備の進展もあり、変化してきています。特に、平成28年（2016年）6月に児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、障がい児福祉計画の策定が義務づけられたことに伴い、障がい児の通所支援等の提供体制の整備、円滑な実施を確保するための仕組みが導入されるなど、共生社会の実現に向けた制度の整備が進んでいます。

三鷹市では、障がいのある方が地域で安心して自分らしい生活を実現できるような支援を進めるために、平成28年（2016年）4月に「基幹相談支援センター」を開設しました。翌年の平成29年（2017年）4月には、三鷹中央防災公園・元気創造プラザの1階に障がい児保育の「くるみ幼児園」を併設した「子ども発達支援センター」を開設し、発達に課題のある子どもの健やかな成長と子育てに関するあらゆる相談に対応する体制整備に取り組んでいます。

三鷹市の障がい者（児）施策の新たな3つのビジョンでは、これまでの取り組みを引き継ぎつつ、「ライフステージに応じた切れ目のない支援」を基本として、「自立して生活できるまち」、「相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」を目指しています。そして、障がい者施策・障がい児施策を実効性のあるものとするため、6つの重点課題を設定して、課題解決のための具体的な取り組みを示しています。本計画の推進によって、子どもから大人まで、障がいの種別や程度に関わらず、将来にわたって安心して自分らしく暮らしていけるまちづくりの実現を目指します。

障がい者施策・障がい児施策の推進のためには、市民の皆様、事業者・関係機関等の皆様との協働が欠かせません。とりわけ、ライフステージによって支援が分断されることのないように、分野を超えた様々な担い手が、障がい者・障がい児の福祉の充実に向けて、密接に連携していくことが重要です。

本計画の策定にご協力いただきましたすべての皆様に感謝申し上げますとともに、市民の皆様、事業者・関係機関等の皆様には、本計画に基づく諸施策の推進に向けて、協働への積極的なご参加を心からお願い申し上げます。

平成30年（2018年）3月

三鷹市長 清原慶子



## 目 次

<b>第1章 計画策定の概要</b>	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	3
3 障がい者施策に関する国制度の動向	4
<b>第2章 障がい者・障がい児を取り巻く状況</b>	
1 障がい者数の状況	
（1）身体障がい者	7
（2）知的障がい者	9
（3）精神障がい者	10
（4）難病患者	11
（5）児童・生徒	12
2 障がい者等の生活と福祉実態調査の結果	
（1）調査概要	15
（2）障がい者調査・障がい児調査の主な結果	16
（3）入院中精神障がい者調査の主な結果	22
（4）施設入所者調査の主な結果	25
（5）高次脳機能障がい者・発達障がい者調査の主な結果	28
<b>第3章 障がい福祉計画（第4期）の到達点</b>	
1 情報提供	30
2 就労の促進	32
3 地域移行	34
4 障がい児支援	36
5 地域での生活のしやすさ	38
6 相談支援	40
<b>第4章 障がい者施策の考え方</b>	
1 障がい者施策のビジョン	41
2 障がい者施策のビジョン実現に向けた重点課題	42
<b>第5章 計画の体系及び主な事業の内容</b>	
《 計画の体系 》	43
《 主な事業の内容 》	
1 計画の改定等と推進	45
2 障がい者を支える環境づくり	46
3 相談機能の充実と障がい者の視点に立った支援体制の確立	50
4 社会参加と交流の推進	53
5 地域における自立生活の支援	56
6 自立支援のための基盤整備とサービスの質の確保	61
7 推進体制の整備	64
～ 課題解決のためのアイデア・意見等（三鷹市障がい者地域自立支援協議会より）～	66
<b>第6章 国の基本指針に基づく成果目標</b>	
1 施設入所者の地域生活への移行	70
2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	70
3 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備	71
4 福祉施設から一般就労への移行等	71
5 障がい児支援の提供体制の整備	72
<b>第7章 サービス必要量の見込み及び必要量確保のための方策</b>	
1 訪問系サービス	73
2 日中活動系サービス	76
3 居住系サービス	81
4 相談支援	83
5 地域生活支援事業等	85
6 （障がい児）通所支援、相談支援	89
<b>第8章 計画の進捗状況の分析・評価</b>	92
<b>資料： 計画策定の経緯等</b>	

# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨

本市では、健康福祉施策の推進に関する総合計画である「三鷹市健康福祉総合計画 2022（第1次改定）」を策定し、その計画を構成する6つの個別分野の1つとして、障害者基本法に基づく「障がい者計画」を位置付け、計画的な施策の推進を図ってきました。

また、「障がい者計画」との整合を図りながら、障害福祉サービスの必要量や確保の方策等を定める「障がい福祉計画（第1期～第4期）」を策定し、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の確保に努めてきました。

平成29年度（2017年度）末で、「障がい福祉計画（第4期）」の計画期間が満了となること、また、平成28年（2016年）6月に児童福祉法の一部が改正されたことにより、障害児サービス等の提供を円滑に実施するために平成30年度（2018年度）より新たに市町村障害児福祉計画を策定しなければならないものと定められたことから、このたび「三鷹市障がい福祉計画（第5期）」と「三鷹市障がい児福祉計画（第1期）」を一体のものとして策定することとしました。

さらに、本計画では、「三鷹市障がい福祉計画（第5期）」、「三鷹市障がい児福祉計画（第1期）」に加えて、これまで個別に定められてきた「三鷹市障がい者計画」も含め、3つの計画を1つにまとめて「三鷹市障がい者（児）計画」として策定することで、障がい者・障がい児に係る総合的な支援を一層推進していきます。

障がいの有無にかかわらず、またライフステージの隔てなく、だれもが地域で安心して生き生きと暮らすことができるまちをめざし、本計画の推進を図ります。

なお、本計画のうち、「三鷹市障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画にあたります。

また、「三鷹市障がい福祉計画（第5期）」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」第88条の規定に基づく市町村障害福祉計画、「三鷹市障がい児福祉計画（第1期）」は、「児童福祉法」第33条の20の規定に基づく市町村障害児福祉計画にあたります。

[障害者基本法 第 11 条第 3 項]

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）を策定しなければならない。

[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 88 条]

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めるものとする。

[児童福祉法 第 33 条の 20]

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（市町村障害児福祉計画）を定めるものとする。

計画の策定にあたっては、三鷹市障がい者地域自立支援協議会において、障がい福祉計画（第 4 期）の評価・検証から計画案の作成まで丁寧な検討を進めるとともに、「平成 28 年度三鷹市障がい者等の生活と福祉実態調査」によるニーズ把握等により、幅広い市民意見や要望の反映に努めました。

## 2 計画期間

「三鷹市障がい福祉計画（第5期）」と「三鷹市障がい児福祉計画（第1期）」は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間を計画期間とします。

[ 目標年次・計画期間 ]

年度（平成・西暦）	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
第4次基本計画（第1次改定）	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 33%; text-align: center;">前期</div> <div style="width: 33%; text-align: center;">中期</div> <div style="width: 33%; text-align: center;">後期</div> </div>											
健康福祉総合計画 2022（第1次改定）												
地域福祉計画												
高齢者計画												
介護保険事業計画	第4期	第5期計画		第6期計画		第7期計画		第8期				
<b>障がい者計画</b>	前期			中期			後期					
<b>障がい福祉計画</b>	第2期	第3期計画		第4期計画		第5期計画		第6期				
<b>障がい児福祉計画</b>							第1期計画		第2期			
生活支援計画[施策]	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 33%; text-align: center;">前期</div> <div style="width: 33%; text-align: center;">中期</div> <div style="width: 33%; text-align: center;">後期</div> </div>											
健康づくり計画												
子ども・子育て支援計画												
次世代育成支援行動計画	後継計画（平成22～26年度） (2010～2014年度)				子ども・子育て支援事業計画				同更新			

※ 三鷹市においては、障害者基本法に基づく「三鷹市障がい者計画」、障害者総合支援法に基づく「三鷹市障がい福祉計画（第5期）」並びに、児童福祉法に基づく「三鷹市障がい児福祉計画（第1期）」の3計画を一体にとりまとめていることから「三鷹市障がい者（児）計画」と総称しています。



### 3 障がい者施策に関する国制度の動向

---

近年の障がい者施策をめぐる国制度の動向は以下のとおりです。

#### ○ 児童福祉法の一部改正（平成 24 年(2012 年)4 月施行）

障がい児を対象とした施設・事業は、平成 24 年（2012 年）4 月から児童福祉法に一本化され、体系も再編されました。また、通所支援について、実施主体が市町村となりました。

#### ○ 障害者虐待防止法の成立（平成 24 年(2012 年)10 月施行）

虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が、平成 23 年（2011 年）6 月に成立し、平成 24 年（2012 年）10 月から施行されました。

#### ○ 障害者基本計画（第 3 次）の策定（平成 25 年(2013 年)9 月）

障害者基本法に基づき、政府が策定する障がい者施策に関する基本計画。障害者政策委員会は、平成 24 年（2012 年）12 月に「新『障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見」をとりまとめ、内閣総理大臣あてに提出しました。それを受け、政府は平成 25 年度（2013 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの概ね 5 年間を対象とする障害者基本計画（第 3 次）を策定しました。

#### ○ 障害者総合支援法の成立

**（平成 25 年(2013 年)4 月施行、一部平成 26 年(2014 年)4 月施行）**

障害者基本法の改正や障がい者制度改革本部等における検討を踏まえて、地域社会での共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるため、障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成 24 年（2012 年）6 月に成立し、平成 25 年（2013 年）4 月より施行（一部、平成 26 年（2014 年）4 月施行）されました。

○ **障害者優先調達推進法の成立（平成 25 年(2013 年) 4 月施行）**

障害者就労施設等の、国等からの受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設等で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が平成 24 年（2012 年）6 月に成立し、平成 25 年（2013 年）4 月から施行されました。

○ **障害者権利条約の批准（平成 26 年(2014 年) 1 月 20 日）**

平成 26 年（2014 年）1 月 20 日、日本は「障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）」を批准しました。障害者権利条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有確保、障がい者の固有の尊厳の尊重促進など、障がい者の権利を実現するための措置等を規定しており、障がい者に関する初めての国際条約となります。

○ **精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正(平成 26 年(2014 年) 4 月施行)**

平成 26 年（2014 年）4 月 1 日から、保護者制度が廃止され、医療保護入院の要件を精神保健指定医 1 名の診断と家族等のいずれかの者の同意に変更しました。また、病院の管理者に退院後生活環境相談員の設置等の義務が新たに課せられることになりました。

○ **難病の患者に対する医療等に関する法律の成立（平成 27 年(2015 年) 1 月施行）**

平成 26 年（2014 年）5 月、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立。同法では、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその財源に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずることとなりました。施行は平成 27 年（2015 年）1 月。

○ **障害者雇用促進法の改正**

**（平成 28 年(2016 年) 4 月施行、一部平成 30 年(2018 年) 4 月施行）**

雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずることとなりました。施行は平成 28 年（2016 年）4 月 1 日（ただし、法定雇用率の算定基礎の見直しについては、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日）。

○ **障害者差別解消法の成立（平成 28 年(2016 年) 4 月施行）**

「障害者権利条約」の批准に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年（2013 年）6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立しました。施行は一部の附則を除き平成 28 年（2016 年）4 月 1 日。

○ **障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正（平成 30 年(2018 年) 4 月施行）**

平成 28 年（2016 年）5 月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、同年 6 月に公布されました。障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととなりました。なお、障がい児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、市町村には障がい児福祉計画の策定が義務づけられることとなりました。

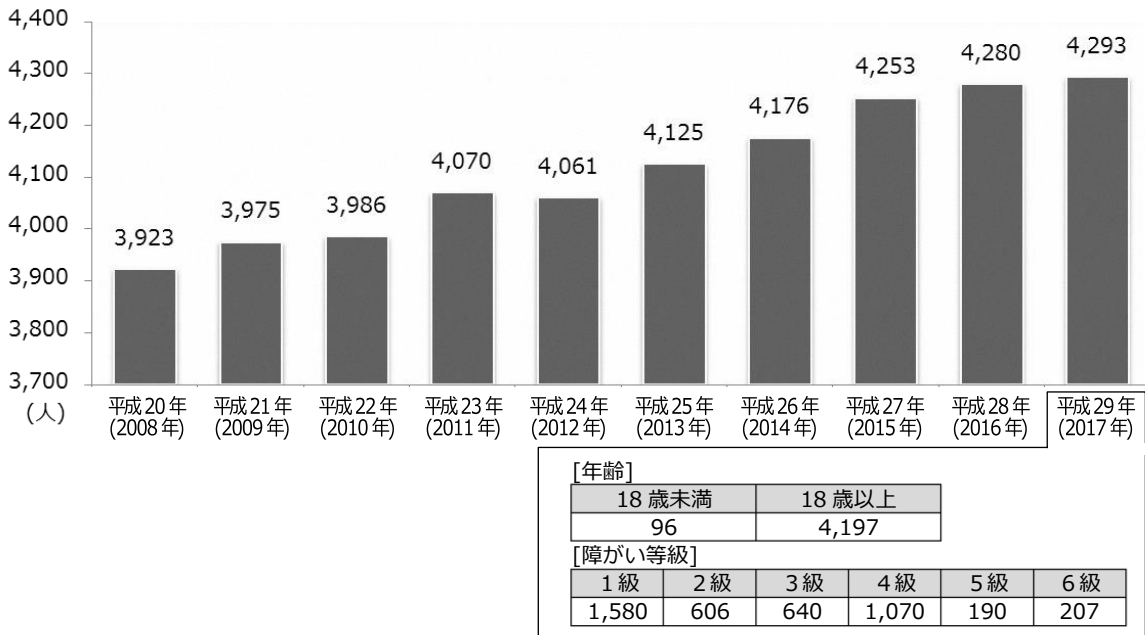
## 第2章 障がい者・障がい児を取り巻く状況

### 1 障がい者数の状況

#### (1) 身体障がい者

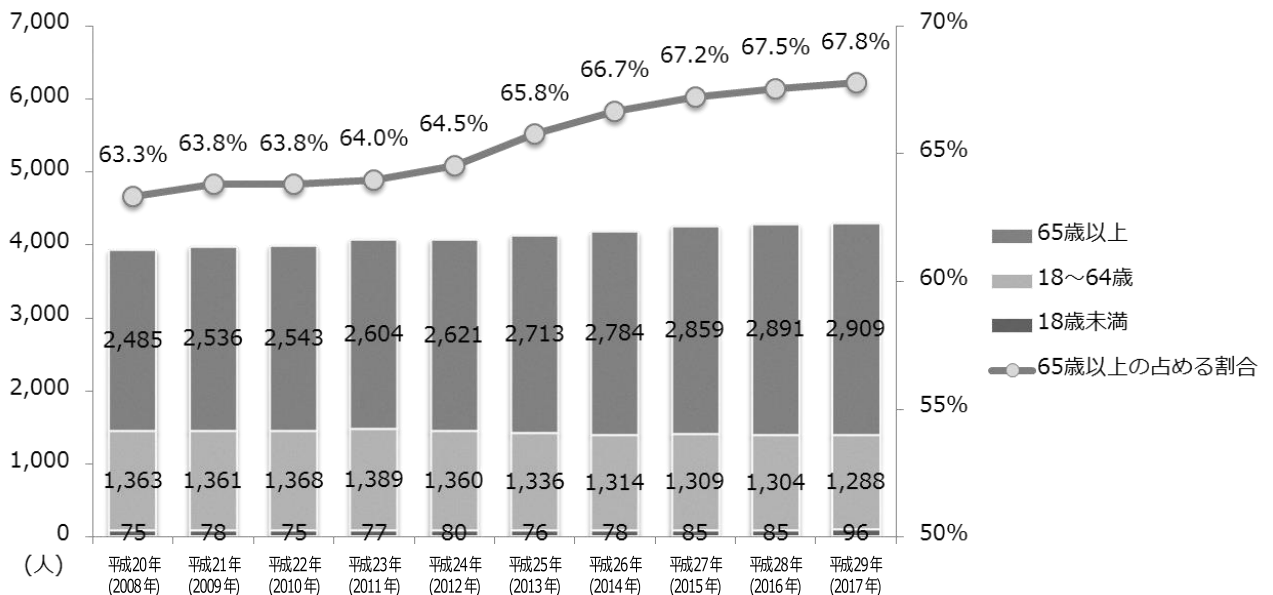
身体障がい者数は、平成29年（2017年）3月31日現在、4,293人です。平成20年（2008年）からの9年間で370人増加しています。

[ 身体障がい者数の推移 ]



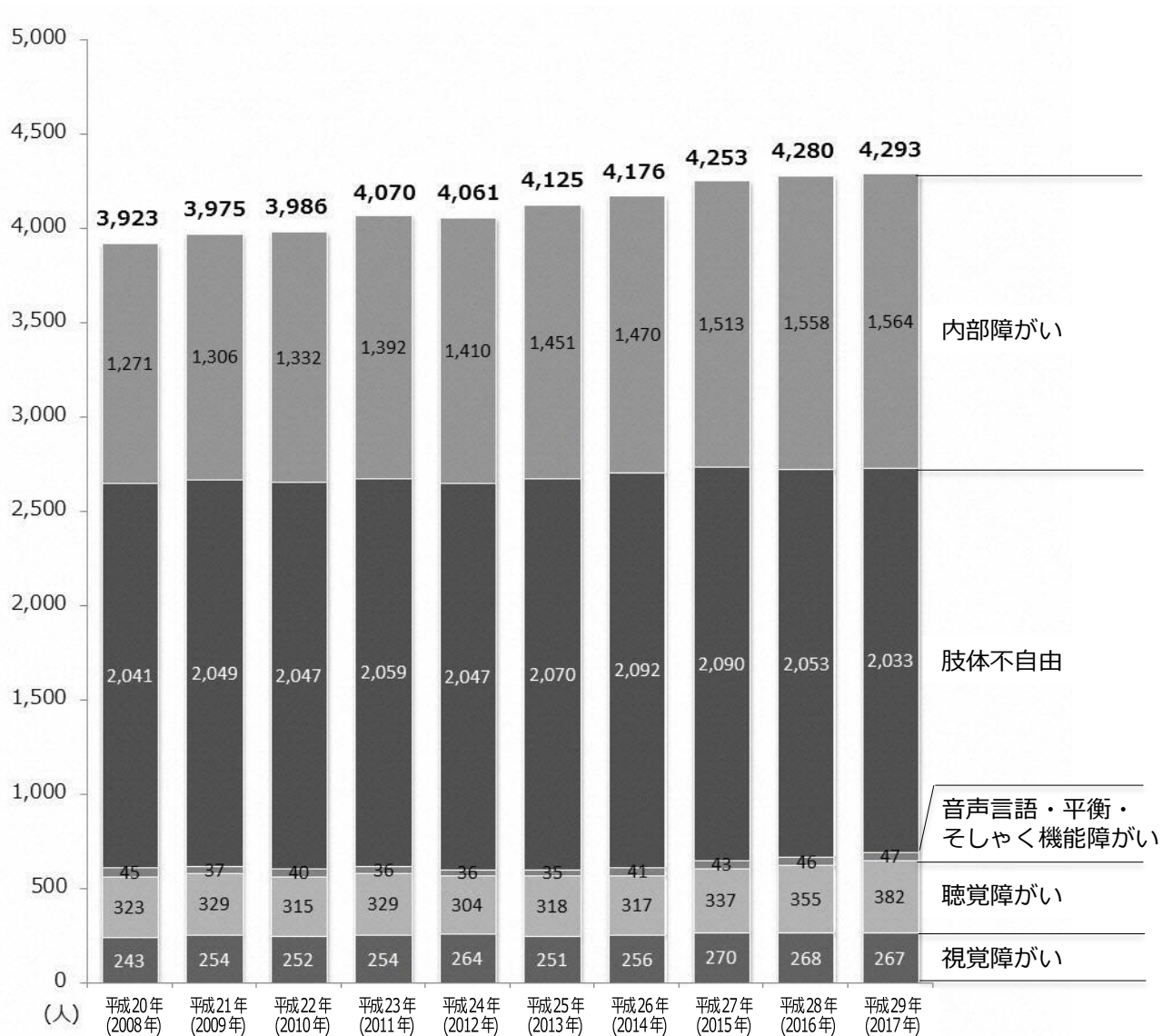
年齢別にみると、65歳以上の方の占める割合が、特に増大しています。

[ 年齢別身体障がい者数の推移・65歳以上の占める割合 ]



障がい種類別にみると、肢体不自由が最も大きな割合を占めています。全体的に増加傾向にあり、平成20年（2008年）から平成29年（2017年）の伸び率は、内部障がい最も大きくなっています。

[ 障がい種類別身体障がい者数の推移 ]

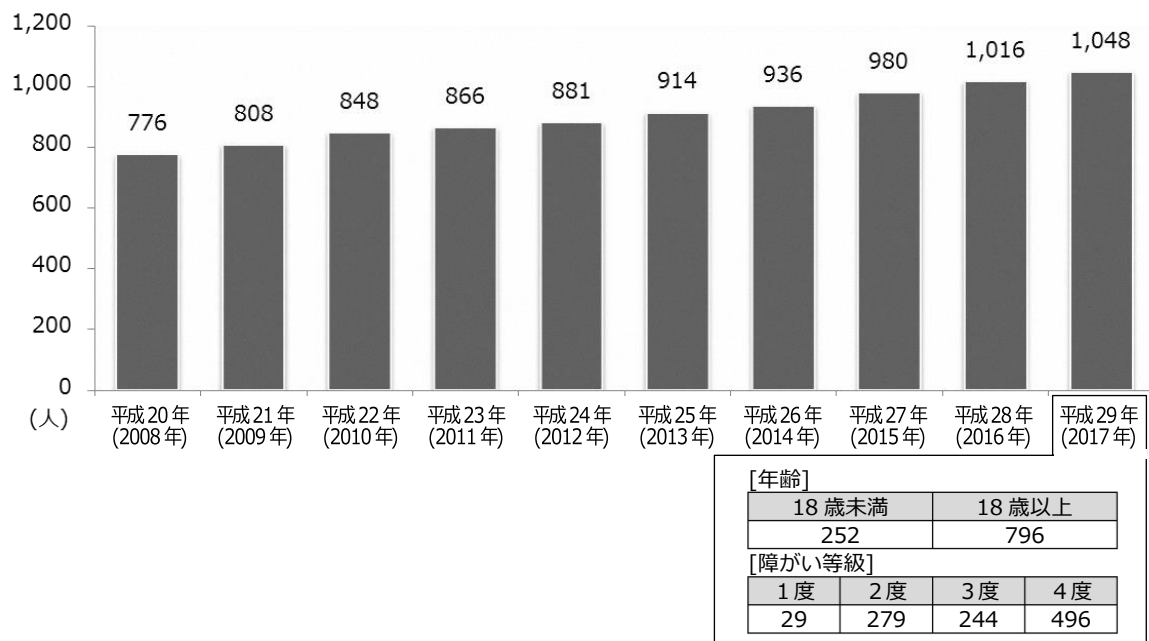


※ 障がい別の数値は、代表障がい（複数障がいのある場合の重い障がい）によります

## (2) 知的障がい者

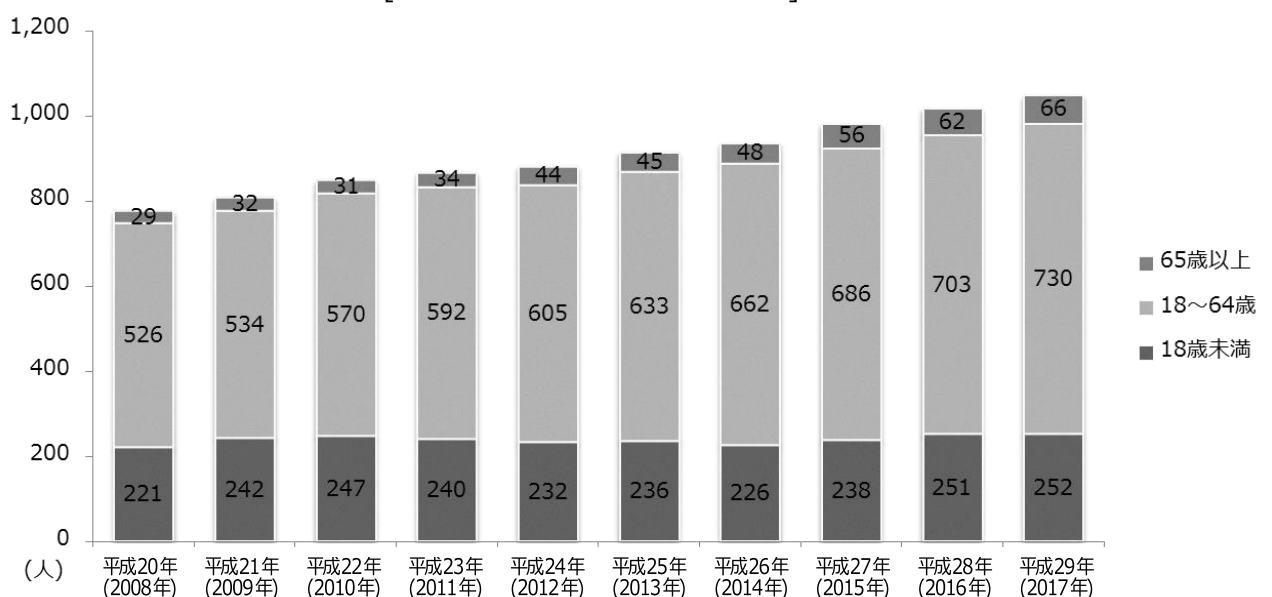
知的障がい者数は、平成 29 年（2017 年）3 月 31 日現在、1,048 人です。平成 20 年（2008 年）からの 9 年間で 272 人増加しており、平均して毎年約 30 人ずつ増加していることとなります。

[ 知的障がい者数の推移 ]



年齢別にみると、9 年間で、18 歳未満は 31 人、18～64 歳は 204 人、65 歳以上は 37 人増加していることがわかります。

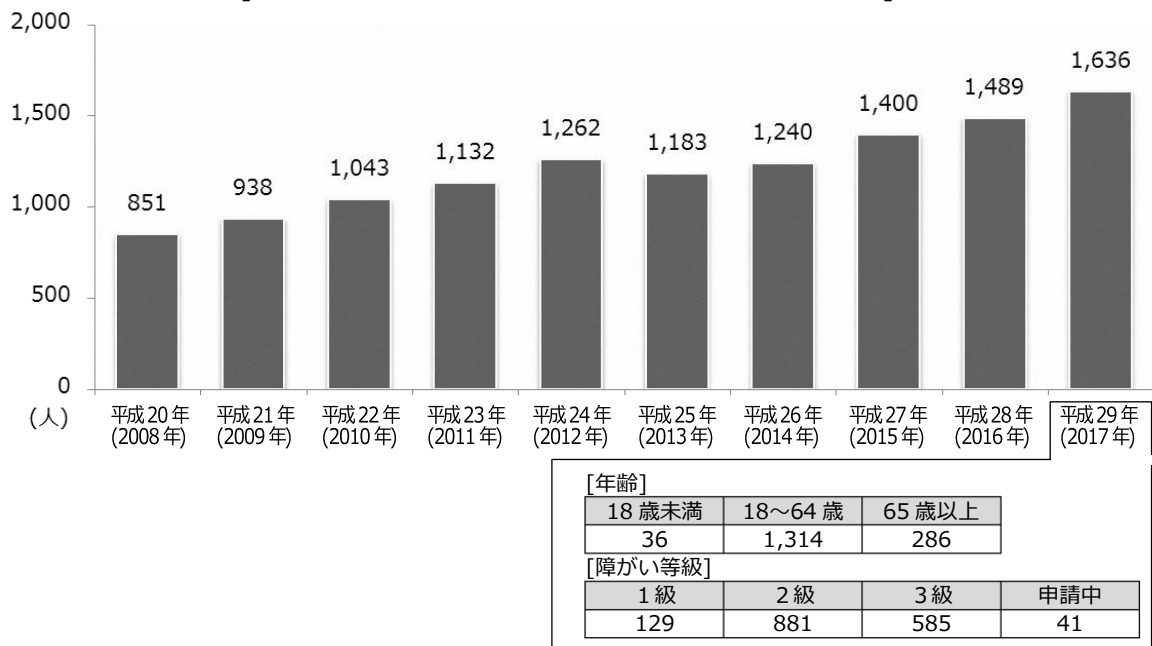
[ 年齢別知的障がい者数の推移 ]



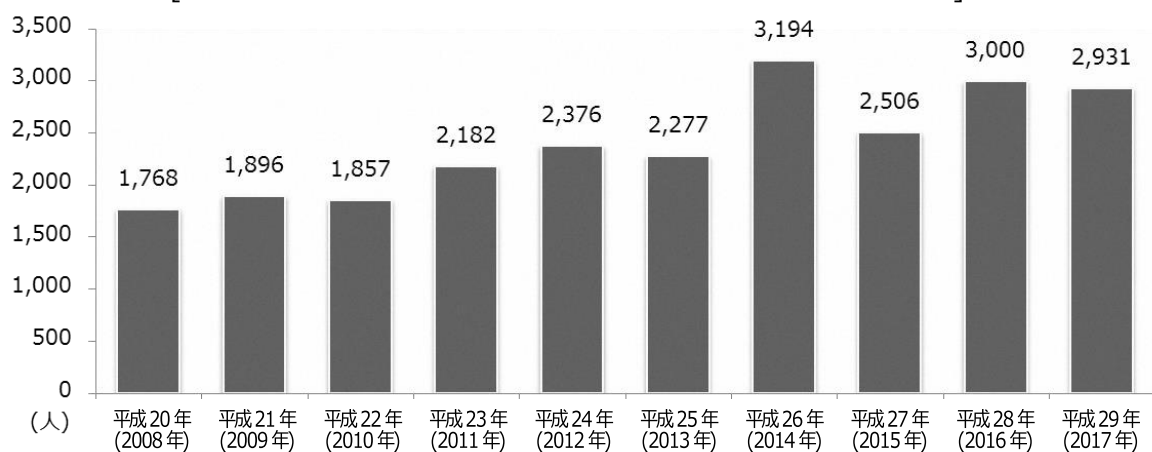
### (3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成 29 年（2017 年）3 月 31 日現在、推計で 1,636 人です。なお、自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数は、平成 29 年（2017 年）では 2,931 人と推計されます。

[ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（推計） ]



[ 自立支援医療受給者証（精神通院）所持者数の推移（推計） ]



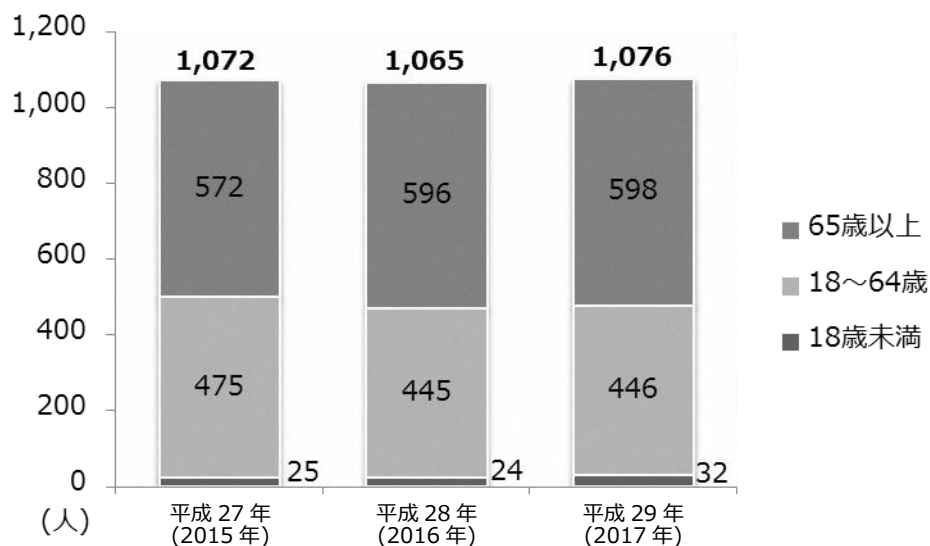
**自立支援医療（精神通院）：**

精神疾患のため通院による治療を受ける方に対して、通院医療費の負担軽減を図る制度です。通常、医療保険では医療費の 3 割が自己負担となりますが、自立支援医療制度を併用した場合、自己負担は原則 1 割に軽減されます。

#### (4) 難病患者

特定疾患手当有資格者数は、平成 29 年（2017 年）3 月 31 日現在、1,076 人です。

[ 特定疾患手当有資格者数の推移 ]



特定疾患手当：

三鷹市が指定する特定疾患（難病）を治療している方を対象に支給しています。対象となる特定疾患は、平成 27 年（2015 年）7 月に 134 種類から 330 種類に拡大、平成 29 年（2017 年）3 月には 351 種類の特定疾患を指定しています。



## (5) 児童・生徒

### ① 保育園

平成 29 年（2017 年）8 月現在、公立（公設公営）保育園 8 園で 12 人、公立（公設民営）保育園 1 園で 2 人、私立保育園 13 園で 16 人の障がい児保育を行っています。

[ 認可保育園における預かり状況 ] (人)

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
年 齢 別	1	2	10	3	6	8	30
	公立 (公設公営)	公立 (公設民営)	私立 (公私連携)	私立			合計
保育園別	12	2	4	12			30

公立（公設公営）8 園：

中央保育園、南浦東保育園、あけぼの保育園、新川保育園、山中保育園、下連雀保育園、上連雀保育園、野崎保育園

公立（公設民営）1 園：

大沢台保育園

私立（公私連携）4 園：

三鷹西野保育園、三鷹ちどり子ども園、三鷹南浦西保育園、三鷹赤とんぼ保育園

私立 9 園：

井の頭保育園、みたか小鳥の森保育園、みたかつくしんぼ保育園、ケンパ井の頭、椎の実子どもの家、第二椎の実子供の家、弘済保育所（おひさま保育園）、ポピンズナーサリースクール三鷹南、あかね保育園

### ② 小学校・中学校

平成 19 年（2007 年）の国による「学校教育法」等の一部改正以降、学校における特別支援教育の対象は、特別支援学校や教育支援学級に在籍する児童・生徒だけでなく、小・中学校の通常の学級に在籍する LD・ADHD・高機能自閉症等の児童・生徒や就学前の幼児、中等教育学校や高等学校の生徒も対象とすることになりました。

三鷹市の小・中学校の通常の学級には、医療機関等で何らかの障がいの判断を受けた者のほか、医療機関等では判断を受けていないが、それらの障がいに類する状態の児童・生徒が在籍しています。そのうち、平成 29 年（2017 年）5 月現在、小学校では、205 人の児童が、中学校では、62 人の生徒が通級による指導を受けています。

また、固定制の教育支援学級は、小学校 5 校 15 クラスに 101 人の児童が、中学校 5 校 11 クラスに 63 人の生徒が在籍しています。

[ 教育支援学級の児童・生徒数等 ]

	児童・生徒数 (人)			学級数 (クラス)		
	固定学級	通級学級	合計	固定学級	通級学級	合計
小学校	101	205	306	15	4	19
中学校	63	62	125	11	7	18
小・中合計	164	267	431	26	11	37

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
小学校	10	44	61	68	73	50	306
中学校	37	39	49	—	—	—	125

- 通級制の教育支援学級設置校（児童・生徒が設置校へ通級する。）
  - 小学校（2校）：
    - 第七小学校（情緒障がい等）、南浦小学校（難聴・言語障がい）
  - 中学校（2校）
    - 第二中学校、第六中学校（情緒障がい等）
  - ※ 第七小学校の通級制教育支援学級は、平成 30 年度（2018 年度）以降、校内通級教室へ移行します。
- 校内通級教室実施校（教員が拠点校から巡回校へ出向いて指導を行う。）
  - 小学校（9校・情緒障がい等）：
    - 拠点校：南浦小学校
    - 巡回校：第四小学校、第五小学校、第六小学校、高山小学校
    - 拠点校：北野小学校
    - 巡回校：第一小学校、中原小学校、東台小学校
- 固定制の教育支援学級設置校（知的障がい）
  - 小学校（5校）：
    - 第六小学校、第七小学校、大沢台小学校、高山小学校、東台小学校、
  - 中学校（5校）：
    - 第一中学校、第三中学校（知的障がいと肢体不自由併設）、第四中学校、第五中学校、第七中学校

教育支援学級：

国や東京都は「特別支援教育」という名称を用いていますが、三鷹市では一人ひとりのニーズに応じた支援は「特別」なことではなく、自然で当たり前のこととして捉え、「教育支援」と呼びます。また、「特別支援学級」については「教育支援学級（固定制）」、「通級指導学級」については「教育支援学級（通級制）」という名称を用います。

なお、東京都では、小学校の情緒障がい等の通級指導学級にかわって、教員が拠点校から児童の在籍校へ巡回して指導するシステムを「特別支援教室」と呼んでいますが、三鷹市では「校内通級教室」という名称を用いています。

### ③ 公立特別支援学校等

平成 29 年（2017 年）9 月現在、都立特別支援学校小学部に 50 人の児童が、中学部に 24 人の生徒が在籍しています。その他、国立特別支援学校小等部に 1 人在籍しています。

また、都立特別支援学校高等部のうち「府中けやきの森学園」には、60 人が在籍しています。

[ 都立特別支援学校の児童・生徒数 ] (人)

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
小学校	8	16	7	8	3	8	50
中学校	10	8	6	—	—	—	24
高等学校	21	21	18	—	—	—	60

小学校（6校）：

調布特別支援学校小学部、府中けやきの森学園小学部、久我山青光学園小学部、武蔵台学園小学部（府中分教室）、大塚ろう学校小学部（永福分教室）、立川ろう学校小学部

中学校（5校）：

調布特別支援学校中学部、府中けやきの森学園中学部、久我山青光学園中学部、武蔵台学園中等部（府中分教室）、清瀬特別支援学校中学部

高等学校（1校）：

府中けやきの森学園高等部

### ④ 学童保育所

市内の全学童保育所で障がいのある児童の受入れを行っており、平成 29 年（2017 年）9 月現在、16 か所の学童保育所に 25 人の児童が入所しています。

[ 学童保育所入所者数 ] (人)

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	合計
小学校	3	8	9	5	25

## 2 障がい者等の生活と福祉実態調査の結果

### (1) 調査概要

障がいのある方々の生活実態や、福祉サービス等に関するニーズを把握するため、実態調査を実施しました。

#### ① 調査対象・回収状況

調査名	対象者	対象者数	有効回収数	有効回収率
1 障がい者調査	市内在住の18歳以上65歳未満の身体・知的・精神の各障害者手帳所持者 市内在住の18歳以上65歳未満の自立支援医療(精神通院)受給者 市内在住の18歳以上65歳未満の特定疾患手当受給者	1,787人	797票	44.6%
2 障がい児調査	市内在住の18歳未満の身体・知的・精神の各手帳所持者、自立支援医療(精神通院)受給者、特定疾患手当受給者	373人	209票	56.0%
3 入院中精神障がい者調査	医療機関に長期(1年以上)入院中の精神障がい者	協力者*1	61票	—
4 施設入所者調査	障がい者施設に入所中の障がい者	68施設 128人	104票	81.3%
5 高次脳機能障がい者・発達障がい者調査	市内在住の18歳以上の高次脳機能障がい者 市内在住の18歳以上の発達障がい者	協力者*2	21票	—

\*1 市内の2つの精神科病院に協力を依頼し、長期入院中の精神障がい者に調査票を個別配付していただきました。

\*2 市内及び近隣市の障がい者関連施設に協力を依頼し、窓口等に調査票を置いてもらい、個人が手にとることができるようにしました。

#### ② 調査時期

障がい者調査・障がい児調査：平成28年(2016年)9月～10月

入院中精神障がい者調査・施設入所者調査・高次脳機能障がい者・発達障がい者調査：  
平成28年(2016年)10月～11月

#### ③ 調査方法

障がい者調査・障がい児調査： 郵送配付、郵送回収

入院中精神障がい者調査・施設入所者調査： 病院・施設から配付、郵送回収

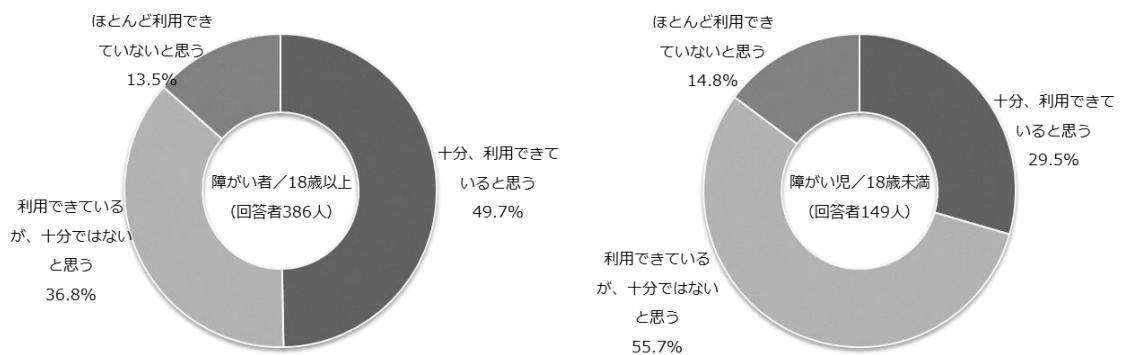
高次脳機能障がい者・発達障がい者調査： 関係機関から配付、郵送回収

## (2) 障がい者調査・障がい児調査の主な結果

### ① 福祉サービスの充足度

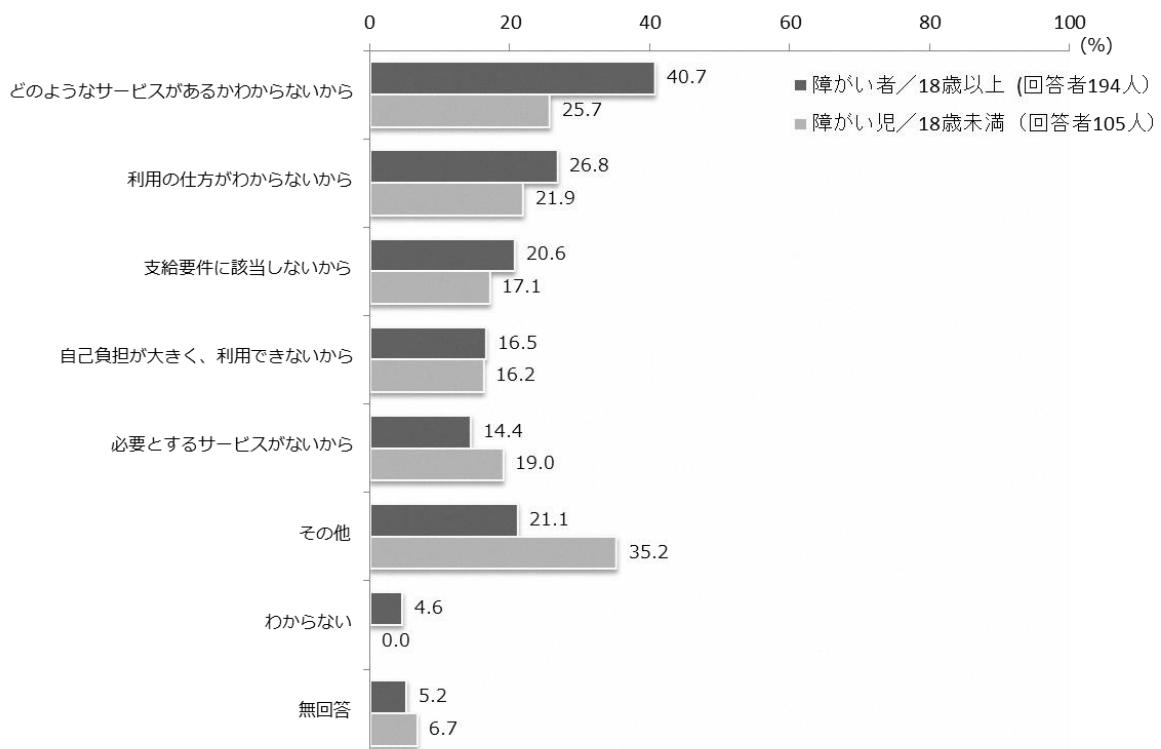
福祉サービスを必要としている方で、現在、サービスを十分に利用できていると回答した方は、18歳以上65歳未満の障がい者では49.7%、18歳未満の障がい児では29.5%です。

[ 福祉サービスの充足度 ]



必要な福祉サービスを十分に利用できていない理由としては、障がい者・障がい児ともに「どのようなサービスがあるかわからないから」と回答した方が最も多く、続いて「利用の仕方がわからないから」という理由が続いています。

[ 必要な福祉サービスを十分に利用できていない理由 ]



## ② 就労状況・就労意向

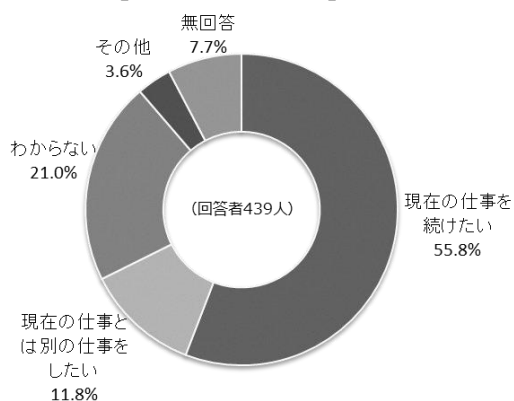
18歳以上65歳未満の障がい者のうち、会社や団体などの社員・職員として働いている方は19.3%で、42.0%は働いていない状況です。

なお、現在働いていない方でも、40.9%の方には就労意向があります。

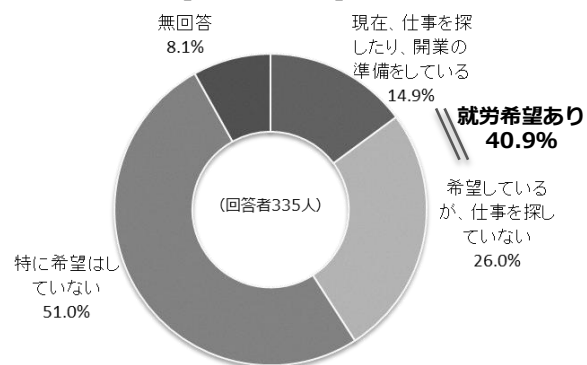
[ 就労状況 ]

	会社・団体などの社員・職員として働いている	アルバイト、パート、嘱託、契約社員などで働いている	作業所などの福祉施設で働いている	自営業をしている	内職など、自宅で仕事をしている	家業の手伝いをしている	その他	働いていない	無回答
(回答者 797 人)	19.3%	17.9%	10.8%	2.1%	1.0%	1.8%	3.1%	42.0%	2.9%

[ 就労継続意向 ]



[ 就労意向 ]



### ③ 情報入手やコミュニケーションの際に困ること

18歳以上65歳未満の障がい者では、情報入手やコミュニケーションの際に、「複雑な文章表現がわかりにくい」「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい」「話をうまく組み立てられない、うまく質問できない」ことで困っている方が、それぞれ2割程度います。

[ 情報入手やコミュニケーションの際に困ること（複数回答） ]

	複雑な文章表現がわかりにくい	難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい	話をうまく組み立てられない、うまく質問できない	案内表示がわかりにくい	問い合わせ先の情報にFAX番号やメールアドレスの記載がない	文字情報が少ない	相手が介助者と話してしまう
(回答者 797 人)	22.0%	21.8%	19.6%	11.2%	5.6%	4.8%	3.3%
	公共施設に要約筆記者がいない	音声情報が少ない	公共施設に手話通訳者がいない	その他	特に困ることはない	無回答	
	2.5%	2.3%	1.1%	7.2%	48.1%	8.7%	

また、知的障がいの方では、「複雑な文章表現がわかりにくい」「難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい」「話をうまく組み立てられない、うまく質問できない」と回答した方が、それぞれ約半数にのぼっています。

#### 知的障がい者（抜粋）

	複雑な文章表現がわかりにくい	難しい言葉や早口で話されるとわかりにくい	話をうまく組み立てられない、うまく質問できない
(回答者 124 人)	53.2%	46.0%	54.0%

さらに、視覚障がいの方では「案内表示がわかりにくい」と回答した方が38.1%、聴覚障がいの方では「文字情報が少ない」と回答した方が56.0%と多くなっています。

#### 視覚障がい者（抜粋）

	案内表示がわかりにくい	音声情報が少ない
(回答者 21 人)	38.1%	19.0%

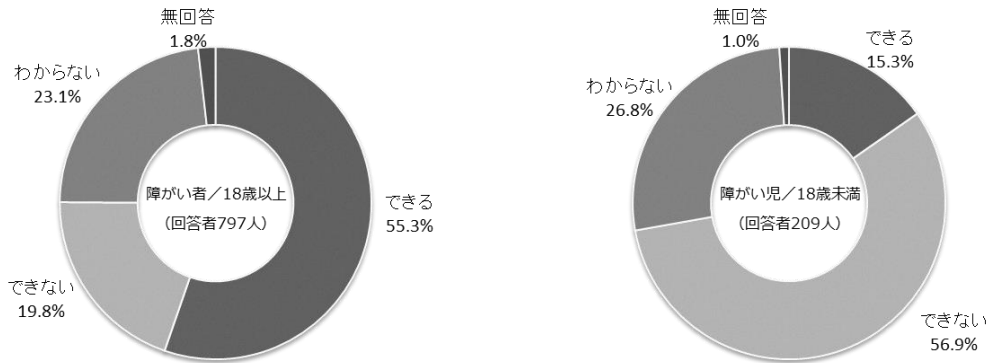
#### 聴覚障がい者（抜粋）

	案内表示がわかりにくい	問い合わせ先の情報にFAX番号やメールアドレスの記載がない	文字情報が少ない	公共施設に要約筆記者がいない	公共施設に手話通訳者がいない
(回答者 25 人)	36.0%	44.0%	56.0%	32.0%	28.0%

#### ④ 災害時の対応

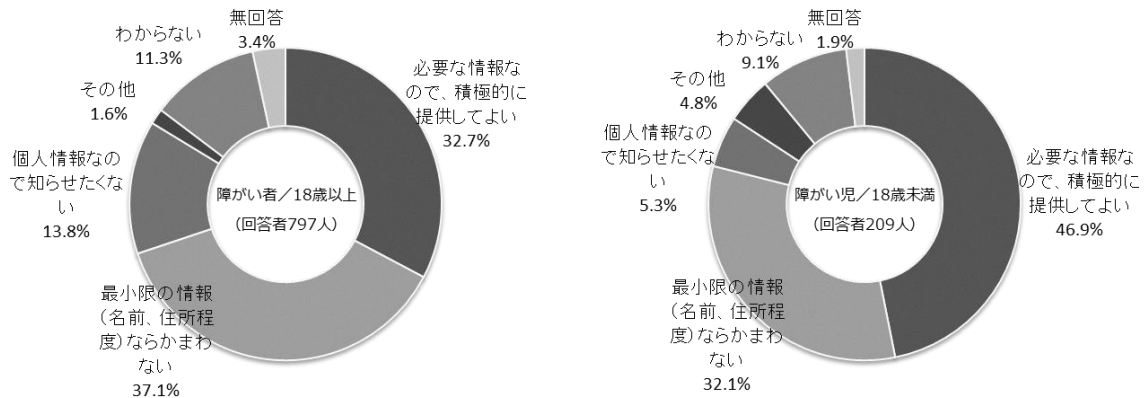
火事や地震などの災害時にひとりで避難できる方は、18歳以上65歳未満の障がい者では55.3%、18歳未満の障がい児では15.3%です。

[ 災害時の単独避難の能否 ]



避難行動要支援者名簿の作成については、障がい者の約7割、障がい児の約8割の方が、個人情報を提供してもよいと回答しています。

[ 避難行動要支援者名簿についての考え ]

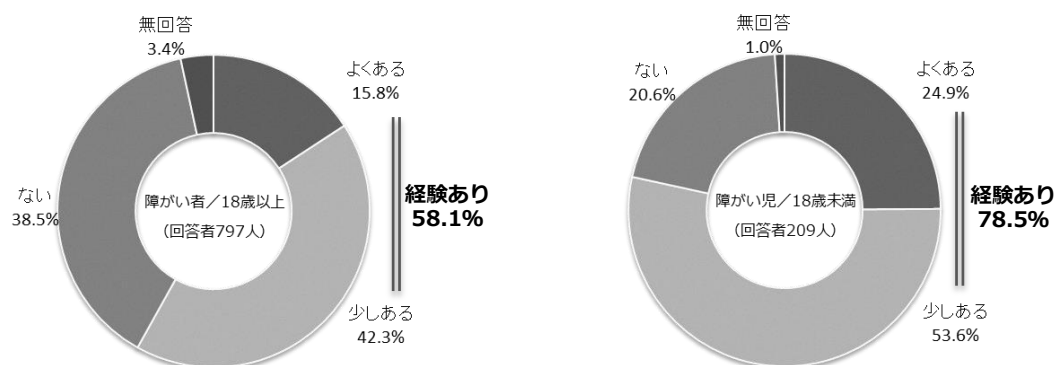




## ⑤ 差別を感じたり、嫌な思いをした経験

障がいがあることで差別を感じたり、嫌な思いをしたことがある方の割合は、18歳以上65歳未満の障がい者では58.1%、18歳未満の障がい児では78.5%です。

[ 差別や嫌な思いをした経験の有無 ]



「差別を感じる対応」や「気づかいや思いやりを感じる対応」については、具体的に以下のような記入がありました。

### <差別を感じる対応>

- ・ 外出時にじろじろ見られる。
- ・ 差別というより、へんに気を遣ってくれるような感じ。腫れ物にさわるよう。
- ・ 見た目にはわからないことがあり、怠けているように受け取られることがある。
- ・ テレビで字幕が付いていないのが未だに多くて困っている。映画も同じ。
- ・ 通路のせまい店などへ車いすで出かけた場合すぐくじゃまにされる。
- ・ 手帳提示時にバス運転手に面倒臭そうにされる。
- ・ 医者にかかった際、精神障がい者ということ告げた途端、態度が変わった。
- ・ 小学生のとき、いじめにあった。(保護者たちにも)
- ・ アルバイト先の面接で「服薬中」と答えただけで、採用試験に落ちた。
- ・ どうせあなたにはできないからと同僚から言われたとき。
- ・ 障がい内容の認識不足のため、過剰な対応をされてしまう。
- ・ 部屋を借りる時に視覚障害ということで断われた。

### <気づかいや思いやりを感じる対応>

- ・ エレベーターのドアが閉まらないように開けてくれる。
- ・ 息子が外で混乱しているとき、「何か手助けできますか?」と声をかけてくれたとき。
- ・ 階段とか下りられないときや危ないときに手をかしてくれます。
- ・ ヘルプカードをつけてベビーカーで電車に乗ったら車いすスペースをあけてくれた。
- ・ 病院でははっきり口を開けて会話してくれ、メモ書きして説明してくれる。
- ・ 職場での時間等の調整をしてくれていること。
- ・ 体調が悪いときに休憩をとるように配慮いただいたとき。
- ・ 補聴器を見て、大きい声で言ってくれる。
- ・ 更新の手続きに行ったとき、ゆっくり、聞きとりやすくソフトに対応してくれた。
- ・ 学校の先生から、「困ったことがあったら何でも言って下さい」と言われた。
- ・ 近所の友人や通園先では、障がいのことなど関係なく、ごく普通に接してもらっている。
- ・ デイサービスのスタッフは、仕事が遅くなったときに融通をきかせてくれたりした。

## ⑥ 将来の希望

18 歳以上 65 歳未満の障がい者が今後、希望する暮らし方としては、約半数が「家族と一緒に暮らしたい」と回答しています。

[ 今後、希望する暮らし方 ]

	家族と一緒に暮らしたい	グループホームなどで暮らしたい	障がいのある人が入所する施設などで暮らしたい	結婚して家庭をつくって暮らしたい	アパートなどでひとりで暮らしたい	その他	無回答
(回答者 797 人)	50.7%	6.1%	3.0%	14.3%	12.4%	7.2%	6.3%

将来、子どもにさせたい暮らし方としては、「結婚して家庭をつくって暮らしてほしい」と回答した方が 37.8%と最も多く、次いで「グループホームなどで暮らしてほしい」が 29.2%で続いています。

[ 将来、子どもにさせたい暮らし方 ]

	家族と一緒に暮らしてほしい	グループホームなどで暮らしてほしい	障がいのある人が入所する施設などで暮らしてほしい	結婚して家庭をつくって暮らしてほしい	ひとりで暮らしてほしい	その他	無回答
(回答者 209 人)	13.4%	29.2%	4.8%	37.8%	4.8%	5.3%	4.8%

### (3) 入院中精神障がい者調査の主な結果

#### ① 年齢、精神障害者保健福祉手帳の所持状況

入院中の精神障がい者の平均年齢は71.4歳で、精神障害者保健福祉手帳を所持している人は27.9%です。

[ 年齢 ]

	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	無回答
(回答者 61 人)	1.6%	1.6%	9.8%	16.4%	36.1%	23.0%	11.5%

[ 精神障害者保健福祉手帳の所持状況 ]

	持っている	持っていない	わからない	無回答						
(回答者 61 人)	27.9%	45.9%	18.0%	8.2%						
(回答者 17 人)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>無回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35.3%</td> <td>41.2%</td> <td>23.5%</td> </tr> </tbody> </table>	1級	2級	無回答	35.3%	41.2%	23.5%			
1級	2級	無回答								
35.3%	41.2%	23.5%								

#### ② 入院の状況

現在の病院に入院してからの期間は、10年以上の方が32.8%を占めています。

入院している理由は、39.3%の方が「病気の状態がまだよくなっていないから」と回答していますが、23.0%は「住むところがないから」という理由をあげています。

[ 現在の病院での入院期間 ]

	1年未満	1~2年未満	2~3年未満	3~4年未満	4~10年未満	10年以上	無回答
(回答者 61 人)	4.9%	11.5%	16.4%	4.9%	23.0%	32.8%	6.6%

[ 現在の病院に入院している理由（複数回答） ]

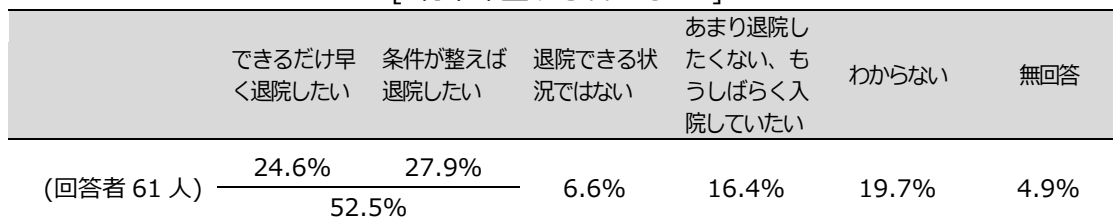
	病気の状態がまだよくなっていないから	住むところがないから	病院から退院の許可がおりていないから	退院するのが不安だから	病院にいたいから							
(回答者 61 人)	39.3%	23.0%	13.1%	13.1%	13.1%							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>家族が退院に反対しているから</th> <th>生活するためのお金がないから</th> <th>その他</th> <th>無回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8.2%</td> <td>6.6%</td> <td>18.0%</td> <td>4.9%</td> </tr> </tbody> </table>	家族が退院に反対しているから	生活するためのお金がないから	その他	無回答	8.2%	6.6%	18.0%	4.9%			
家族が退院に反対しているから	生活するためのお金がないから	その他	無回答									
8.2%	6.6%	18.0%	4.9%									

### ③ 退院の意向

現状でも、半数以上の人には退院意向があります。

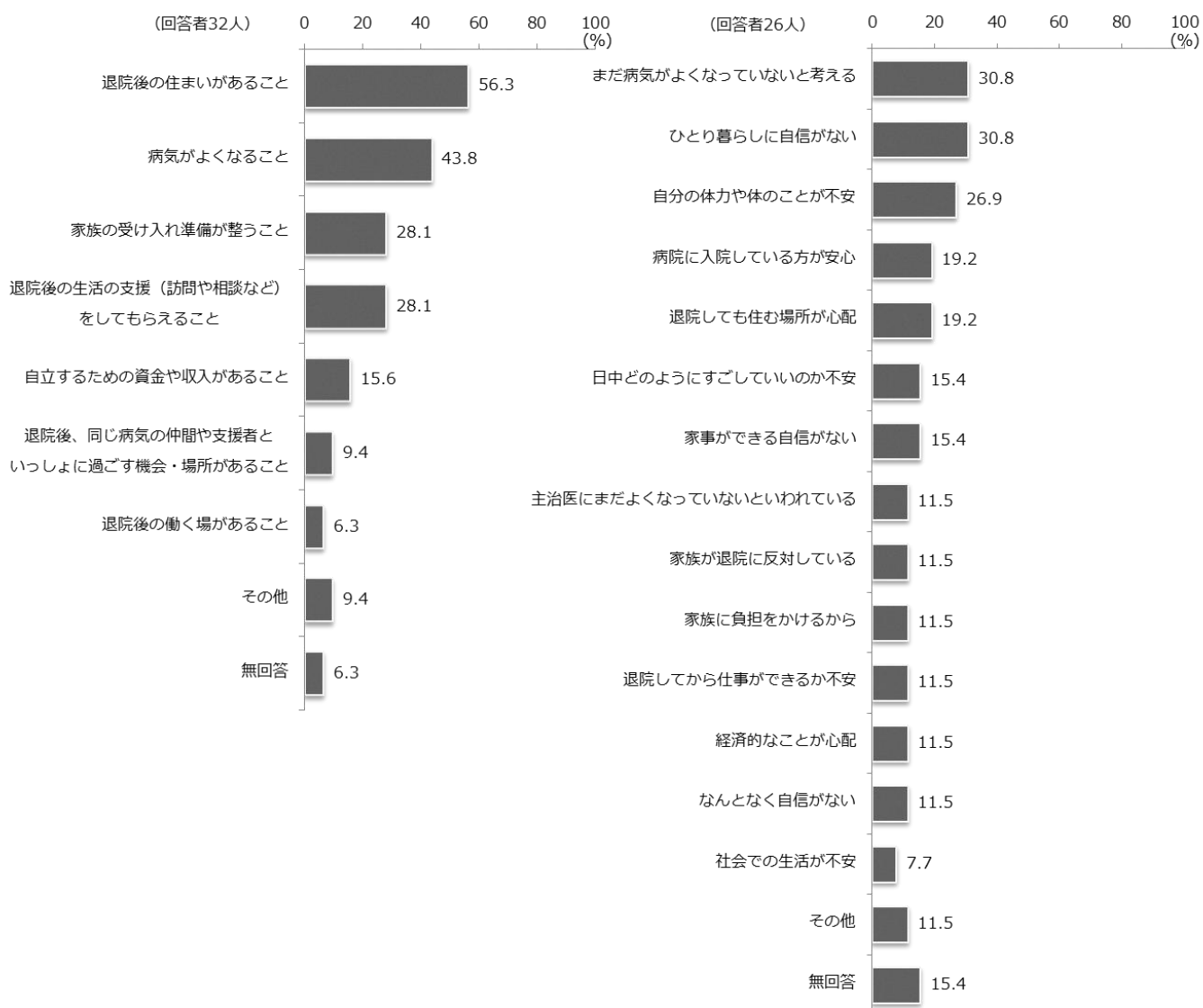
退院するために必要となる条件としては、「退院後の住まいがあること」と「病気がよくなること」が多くあげられています。また、退院できる状況ではない、退院したくないと回答した理由は、「まだ病気がよくなっていない」と「ひとり暮らしに自信がない」ことが多くあげられています。

[ 将来希望する暮らし方 ]



[ 退院するための条件 (複数回答) ]

[ 退院できる状況にない、退院したくない理由 (複数回答) ]



また、退院後に希望する暮らし方としては、「自宅もしくはアパートなどでひとり暮らし」を希望する人が最も多くなっています。

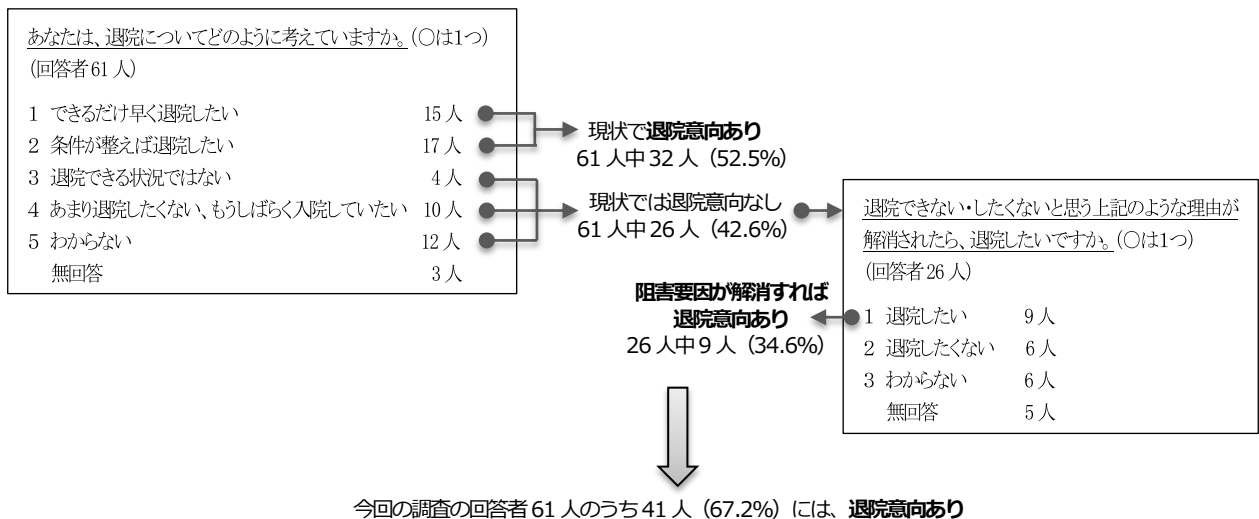
[ 退院後に希望する暮らし方 ]

	自宅もしくは はアパート などで家族 と同居	自宅もしくは はアパート などでひと り暮らし	身のまわりの ことを援助す る世話人がい るグループホ ーム	障害者入所 施設	高齢者向け の施設	その他
(回答者 32 人)	28.1%	31.3%	15.6%	12.5%	25.0%	9.4%

なお、現状では「退院できる状況ではない」、「あまり退院したくない、もうしばらく入院していきたい」、「わからない」と回答した 26 人についてみると、そのうち 9 人は、退院できない・したくないと思う理由が解消されたらという条件ですが、退院意向があることがわかります。

したがって、今回の調査回答者のうち 67.2%には退院意向があり、「退院したくない」と意思を示している人は約 1 割（61 人中 6 人（9.8%））であることがわかります。

[ 退院意向の整理 ]



## (4) 施設入所者調査の主な結果

### ① 年齢、障がいの種類

施設入所者の平均年齢は 50.1 歳で、92.3%の方が愛の手帳を所持しています。

#### [ 年齢 ]

	20代	30代	40代	50代	60歳以上	無回答
(回答者 104 人)	3.8%	16.3%	28.8%	26.0%	21.2%	3.8%

#### [ 障がいの種類 (複数回答) ]

	身体障害者 手帳を持つ ている	愛の手帳(療 育手帳)を持 っている	精神障害者 保健福祉手 帳を持つて いる	国または東 京都防指定 する特定疾 患(難病)を 患っている	発達障害と 診断された ことがある	無回答
(回答者 104 人)	20.2%	92.3%	1.0%	1.0%	9.6%	2.9%

### ② 入所の状況

入所期間は 20 年以上の方が 46.2%を占め、入所を決めた理由は「家族による介助が難しくなった」「施設のほうが安心」「常時介助が必要」などが多くあげられています。

#### [ 入所期間 ]

	5年未満	5~10年 未満	10~15年 未満	15~20年 未満	20年以上	無回答
(回答者 104 人)	7.7%	9.6%	17.3%	15.4%	46.2%	3.8%

#### [ 施設への入所決めた理由 (複数回答) ]

	家族による 介助がむず かしくなっ たため	施設のほう が安心して 暮らせるた め	常時介助が 必要なため	家族にすす められたた め	医療的ケア が必要なた め	在宅サービ スが不十分 だったため
(回答者 104 人)	65.4%	47.1%	40.4%	17.3%	12.5%	6.7%

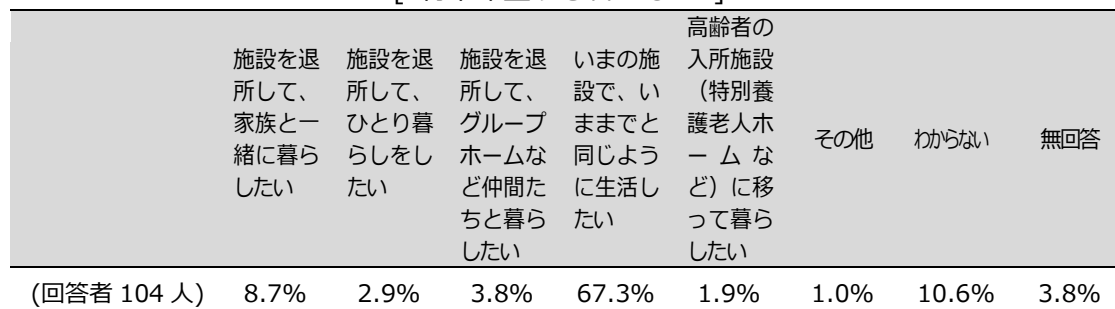
	住まいが障 がいに対応 していない ため	リハビリや 訓練を受け るため	将来、地域で 自立するた め	その他	特に理由は ない	無回答
	4.8%	3.8%	3.8%	12.5%	1.0%	2.9%

### ③ 将来の生活

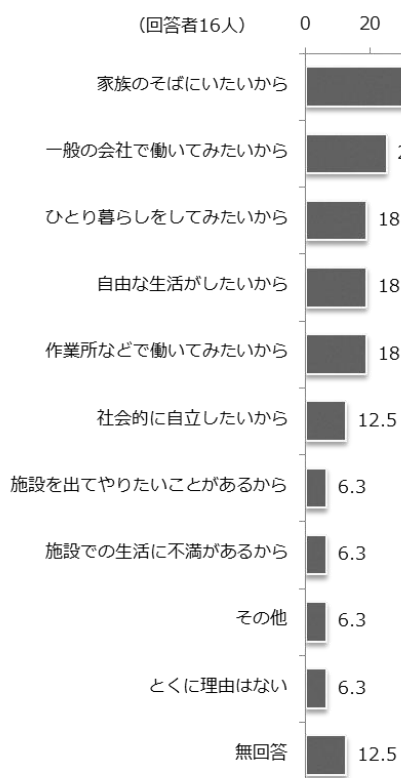
67.3%の方が将来も「いまの施設で、いままでと同じように生活したい」と回答しています。

なお、退所したい理由として最も多くあげられているのは「家族のそばにいたいから」、いまの施設での生活を続けたい理由として最も多くあげられているのは「施設にいたほうが安心できるから」となっています。

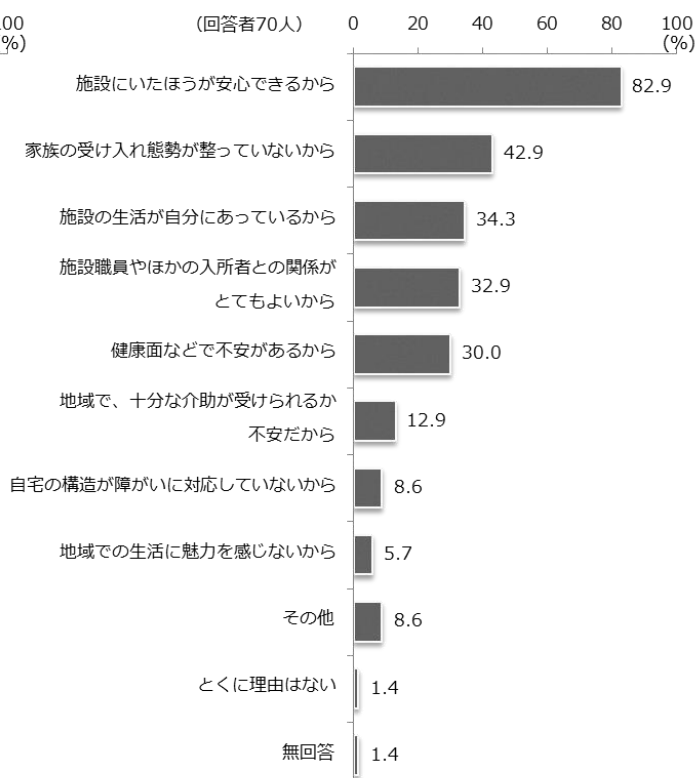
[ 将来希望する暮らし方 ]



[ 施設を退所したい理由 (複数回答) ]



[ いまの施設生活を続けたい理由 (複数回答) ]



#### ④ 地域移行についての考え

利用者側と施設側で、地域移行についての考えを比較してみると、利用者・施設の両方から回答を得られた104件のうち49件(47.1%)は、利用者が将来も「いまの施設で、いままでと同じように生活したい」と回答し、施設側も「地域生活移行は現状では困難と思われる」との回答になっています。一方、利用者が退所したいと回答した16件のうち、施設側も退所可能と回答したのは5件のみとなっています。

[ 地域移行についての考え（利用者側と施設側の比較） ]

利用者の考え		施設の考え	件数	(構成比)	(利用者)が退所したい計16件
施設を退所して、家族と一緒に暮らしたい	×	グループホーム・アパート・自宅以外の移行先	1件	(1.0%)	
		地域生活移行は現状では困難と思われる	7件	(6.7%)	
		無回答	1件	(1.0%)	
施設を退所して、ひとり暮らしをしたい	×	グループホーム	1件	(1.0%)	
		グループホーム・アパート・自宅以外の移行先	1件	(1.0%)	
		無回答	1件	(1.0%)	
施設を退所して、グループホームなど仲間たちと暮らしたい	×	グループホーム	2件	(1.9%)	
		地域生活移行は現状では困難と思われる	2件	(1.9%)	
いまの施設で、いままでと同じように生活したい	×	グループホーム	9件	(8.7%)	
		自宅(親・きょうだいなど)	3件	(2.9%)	
		グループホーム・アパート・自宅以外の移行先	1件	(1.0%)	
		地域生活移行は現状では困難と思われる	49件	(47.1%)	
		無回答	8件	(7.7%)	
高齢者の入所施設(特別養護老人ホームなど)に移って暮らしたい	×	グループホーム	1件	(1.0%)	
		地域生活移行は現状では困難と思われる	1件	(1.0%)	
その他	×	グループホーム	1件	(1.0%)	
わからない	×	グループホーム	5件	(4.8%)	
		自宅(親・きょうだいなど)	1件	(1.0%)	
		地域生活移行は現状では困難と思われる	5件	(4.8%)	
無回答	×	グループホーム	2件	(1.9%)	
		地域生活移行は現状では困難と思われる	1件	(1.0%)	
		無回答	1件	(1.0%)	

104件 (100.0%)

利用者への設問

- あなたは、将来どのような生活をしたいと思いますか。(〇は1つ)
- 1 施設を退所して、家族といっしょに暮らしたい
  - 2 施設を退所して、ひとり暮らしをしたい
  - 3 施設を退所して、グループホームなど仲間たちと暮らしたい
  - 4 いまの施設で、いままでと同じように生活したい
  - 5 高齢者の入所施設(特別養護老人ホームなど)に移って暮らしたい
  - 6 その他
  - 7 わからない

施設への設問

- 地域移行についてのお考え(移行可能とお考えの場合は、望ましい移行先をお答えください)(〇は1つ)
- ※ 利用者一人ひとりについて施設が回答
- 1 グループホーム
  - 2 アパート
  - 3 自宅(親・きょうだいなど)
  - 4 上記以外の移行先
  - 5 地域生活移行は現状では困難と思われる



## (5) 高次脳機能障がい者・発達障がい者調査の主な結果

### ① 高次脳機能障がいの状況

高次脳機能障がいが生じた時期は、6人のうち、10代が3人、20代・30代・40代が1人ずつでした。

また、障がい発症前と比べて最も困ったこととしては、「感情のコントロールが難しい」「思考のスピードが落ちた」などがあげられています。

[ 高次脳機能障がいが生じた時期 ]

	10代	20代	30代	40代
(回答者6人)	3人	1人	1人	1人

[ 高次脳機能障がい発症前と比べて最も困ったこと ]

- ・ 白黒はっきりしないとイライラし、感情のコントロールができない。
- ・ 友だち関係がうまくいかず、友人がいない。
- ・ 物事を具体的に言われないとわからない。
- ・ 気持ちの上下が激しいからつらい。
- ・ 新しいことができない。新しい場所に何度も連れて行ってもらっても一人で行けない。
- ・ 感情があがってこないので、その場で判断できない。
- ・ 記憶が流れ、ドラマや映画を見られなくなった。
- ・ やりたいことがあっても、一人では何もできない。
- ・ 高次脳機能障がいになったことで、もともとあったLDも重くなったと思う。
- ・ フラッシュバックがひどくなって、生活に支障をきたす。
- ・ 思考のスピードが遅くなった。
- ・ 物覚えが悪い。
- ・ 新しいことを覚えにくくなった(常時)。
- ・ 感情のコントロールが難しくなった(時々)。
- ・ 勉強ができなくなった。対面で緊張しやすくなった。

### ② 発達障がいの状況

発達障がいの診断内容としては、13人中5人がアスペルガー症候群、4人が自閉症(自閉症スペクトラム)です。

ご家族が発達に関する問題に気づいた時期は、「6～18歳未満」が13人中4人です。また、ご本人が日常生活の問題や困難に気づいた時期は、「小学生のころ」が5人、「中学生のころ」が2人、「就職してから」が4人となっています。

日常生活で困ることとしては、「コミュニケーションが苦手」「空気が読めない」「自分の意見を曲げられない」などがあげられています。

[ 発達障がいの診断内容（複数回答） ]

	自閉症（自閉症スペクトラム）	アスペルガー症候群	その他の広汎性発達障がい	注意力欠如多動性障害（AD/HD）	その他の発達障がい	無回答
(回答者 13 人)	4 人	5 人	1 人	2 人	1 人	3 人

[ 家族が発達に関する問題に気づいた時期 ]

	6 歳未満	6～18 歳未満	20 代	40 代	無回答
(回答者 13 人)	2 人	4 人	2 人	1 人	4 人

[ 本人が日常生活の問題や困難に気づいた時期 ]

	小学生のころ	中学生のころ	就職してから	特に問題や困難はない	無回答
(回答者 13 人)	5 人	2 人	4 人	1 人	1 人

[ 発達障がいに基づく日常生活の問題や困難の内容 ]

<友人関係・対人関係>

- ・ コミュニケーションが下手で、人に嫌われる。
- ・ 空気が読めない。おうむ返し。

<家族関係>

- ・ 意思を伝えられない。困っていることも伝えられない。

<学校関係>

- ・ 友人をつくれなかった。
- ・ 先生は見て見ないふりをする。

<就職・仕事に関すること>

- ・ 自分の意見を曲げられなくて上司とぶつかる。
- ・ 会社での上下関係に従えない。
- ・ 仕事中でも自分のしたいことが我慢できない。

<心身の状態に関すること>

- ・ うとまれたり、しかられたりして、自己肯定感が持てなくてうつ状態に。
- ・ 感情の自覚がないために、感情をコントロールできない。

<その他>

- ・ 世の中に関心が持てない。
- ・ 落し物、忘れ物が多い。
- ・ 部屋を片付けられない。
- ・ 頭のイメージと実際の速度が違う。
- ・ 音に敏感で、騒がしい状況への対応が困難。

## 第3章 障がい福祉計画（第4期）の到達点

障がい福祉計画に（第4期）において設定した6つの重点課題（「情報提供」「就労の促進」「地域移行」「障がい児支援」「地域での生活のしやすさ」「相談支援」）については、計画期間中（平成27年度(2015年度)～平成29年度(2017年度)）、具体的に次のように取り組みました。

### 1 情報提供

#### イベントや講座等開催時における手話通訳者や要約筆記奉仕員等の派遣

平成27年度（2015年度）に11回、平成28年度（2016年度）に24回、市の事業への派遣を行いました。また、派遣基準を庁内に通知し、多くの市民が参加するイベントや講座（概ね100人以上）にはあらかじめ手話通訳者等を配置するようにしました。それ以外のイベント等では、ホームページやチラシで周知する際に、「手話通訳や要約筆記が必要な方は事前にご連絡ください。」という一文を加えるよう庁内に通知し、必要に応じて配置するようにしました。

これに伴い、ホームページのイベントページに「手話通訳者など」の項目を設け、「手話通訳あり」「要約筆記あり」「要問い合わせ」の表示機能を追加しました。また、ホームページの市民会議・審議会ページで公開会議の場合は「特別な配慮が必要なかたへ」の項目を表示し、手話通訳者・要約筆記者の必要な方への案内をしています。

#### 市報・ホームページ等の充実

障害者差別解消法の施行に伴い、市報では、あらかじめ手話通訳者または要約筆記者が配置される催しに「手話」アイコンを表示し、アイコンがない場合でも、市主催事業は希望により手話通訳者または要約筆記者を派遣する案内をしています。

また、ホームページの項目を見直し、ページを内容ごとに分類し、利用者がすぐに必要な情報にたどり着けるような構成を工夫しました。また、「よくある質問と回答」ページも見直し、利用者の視点に立った質問・回答となるよう工夫しました。さらに、音声読み上げ機能、サイズ・カラー変更機能、ふりがな機能など、障がいに配慮した機能の充実に努めました。

#### 障がい者の ICT 利活用支援の充実

聴覚障がい者 IT 講習会や視覚障がい者 IT 講習会を開催しました。受講者アンケートによると、満足度は高い状況でした。

### 情報アクセシビリティの向上

市報、ホームページ、公式ツイッター、ケーブルテレビ（J：COMチャンネル武蔵野・三鷹）、FMラジオ（むさしのFM）を活用して、情報提供を行っています。また、市からの通知については、点字文書の送付にも対応しています。また、音声コード付きの文書や封筒も作成しています。

### きめ細かな情報提供方法の検討

係長職以上の市職員を対象に「障がいを理由とする差別解消推進に関する研修」を実施し、障がいの特性や窓口での対応方法などについて、庁内へ周知を図りました。今後は、全職員に研修を実施します。また、職員向けに「三鷹市障害者差別解消法職員ハンドブック」を作成しました。

市民会議においては、聴覚障がいのある委員へは手話通訳者を派遣する、知的障がいのある委員への資料にはルビを振る、事前に会議内容を説明するなど、個別に対応しています。

### 職員派遣による説明会等の充実

平成28年度（2016年度）には、5団体（特別支援学校、病院、視覚障がい者協会、家族会等）に対して計12回の職員派遣を実施し、障害福祉サービスの内容や、利用方法、相談支援の必要性、基幹相談支援センターの役割などの情報提供に努めました。

### 障がい者のためのしおりの充実

障害者総合支援法の説明を加えるとともに、障害者手帳を所持していない人や難病患者なども自分が対象となるサービスを把握しやすくなるよう掲載方法を工夫しました。その他、内容も充実させ、障がい者福祉に関する各種施策を総合的にまとめました。

### 相談対応職員の資質向上

平成28年度（2016年度）に相談支援事業者連絡会を5回開催しました。うち1回は事例検討会とし、各相談支援事業者間で議論を行うことにより、相談業務の質の向上を図りました。また、スキルアップ研修として講師を迎え、相談支援の充実に向けた講演会を開催しました。

### 相談・情報提供従事者の資質向上及びネットワークの構築

障がい者地域自立支援協議会相談支援部会で、事例検討会を実施し、個別の相談事例や情報活用の好事例等の共有化を図りました。また、基幹相談支援センターにて事業者連絡会を開催し（年5回程度）、事業者間の課題点等の情報を共有し、相談支援事業のスキルアップを図っています。

## 2 就労の促進

---

### 障がい者就労支援センター「かけはし」の取り組みの充実

障がい者就労支援センター「かけはし」における障がい者就労体験実習企業の開拓の実績は、平成 26 年度（2014 年度）9 件、平成 27 年度（2015 年度）13 件、平成 28 年度（2016 年度）2 件です。この他にも、市役所実習による就労体験を充実させてきました。東京障害者職業センターが派遣するジョブコーチ活用件数の実績は、平成 26 年度（2014 年度）3 件、平成 27 年度（2015 年度）0 件、平成 28 年度（2016 年度）2 件です。公益財団法人東京しごと財団が認定した東京ジョブコーチ活用件数の実績は、平成 26 年度（2014 年度）4 件、平成 27 年度（2015 年度）6 件、平成 28 年度（2016 年度）3 件です。その他、商工会で障がい者就労体験実習を P R しました。（平成 28 年度（2016 年度）実績 障がい者就労支援センター「かけはし」登録者数（延べ）：324 人（内訳 身体 30 人、知的 148 人、精神 137 人、手帳なし 9 人）、相談支援件数（延べ）：5,645 件（内訳 就職前 1,241 件、就職後 4,404 件））

<b>用語の説明</b>	ジョブコーチ
障がいのある人が職場に適応できるようにするため、職場内外の環境を整えるなど、きめ細やかな支援を行う人。	

### 先進事例等の調査研究

近隣市との情報交換をしつつ、調査研究の一環として、障がい者地域自立支援協議会就労支援部会において、支援者が就労支援の方法について事例を通して考える就労に関する事例検討会を開催しました。

### 市内事業者等へのアプローチの促進

障がい者地域自立支援協議会には、商工会からも参加してもらっています。また、商工会に、障がい者就労支援センター「かけはし」の障がい者就労体験実習を案内するとともに、国や都が実施する障がい者雇用セミナーなどを周知しています。

### 障がい者施設等自主製品開発・販売ネットワーク事業（びゅあネット事業）の充実

障がい者施設等自主製品開発・販売ネットワーク事業（びゅあネット事業）では、市内に所在する障がい者の作業所、就労支援事業所、就労継続支援事業等を利用する障がい者の工賃の向上及び労働意欲の向上を図ることをめざし、アンテナショップ「星と風のカフェ」の運営や販路拡大の取り組みなどの各種事業を行っています。

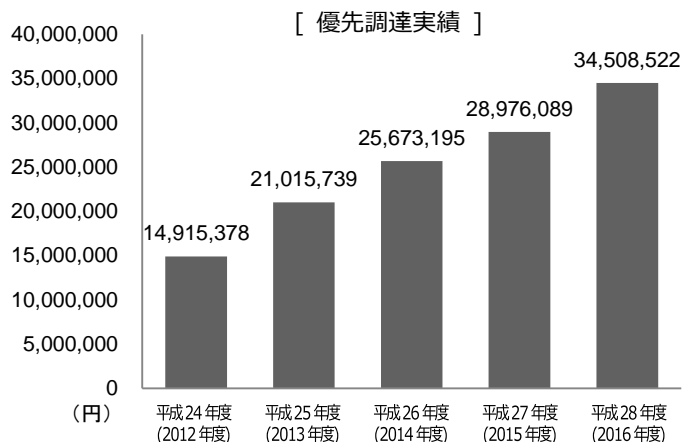
### 市内障がい者福祉施設等の紹介冊子の作成

びゅあネット事業にて、市内事業所の自主製品を紹介するカタログを作成し、関係機関等に配布しました。また、市ホームページにも掲載するとともに、庁内にも周知しました。

### 優先調達庁内連絡会議等の充実

優先調達庁内連絡会議を開催し、調達実績を増やすにはどうすればよいかなどの検討を進めました。なお、平成 28 年度（2016 年度）の優先調達の実績は約 3,400 万円です。

また、障がい者地域自立支援協議会就労支援部会において、共同受注の仕組みづくりについて、他市の先進事例を参考にしながら検討しました。



### 職場定着支援の充実

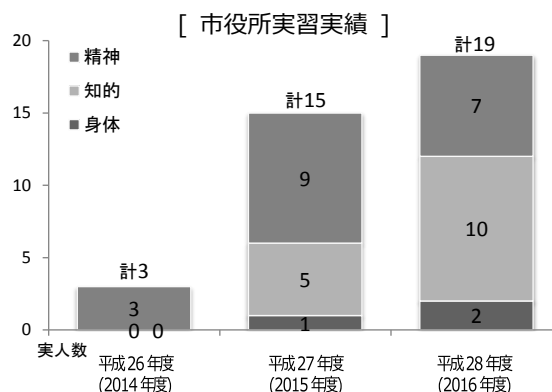
市内事業所の方には、障がい者就労支援センター「かけはし」の運営協議会に参加してもらうなど、日頃から連携がとれるようにしています。

また、市内事業所と同様に、障がい当事者、家族、関係機関や企業などにも継続的な支援を行うことにより、日頃からの連携をとれる体制が構築されてきています。

特別支援学校による卒業後の支援と、障がい者就労支援センター「かけはし」による支援の連携により、職場定着が進むよう努めました。

### 市役所における就労体験の機会充実

障がい者就労支援センター「かけはし」などを通して、障がい者市役所実習を実施しています。市役所実習では、企業での実習はまだ難しい方も受け入れて、就職に向けての最初のステップとなるようにしています。平成 28 年度（2016 年度）には、精神障がい者 7 人、知的障がい者 10 人、身体障がい者 2 人の計 19 人を受け入れています。



### 3 地域移行

---

#### 地域ケアネットワーク推進事業の充実

市内7か所の地域ケアネットワークの充実と発展に向けた活動支援を継続することにより、各ケアネットがそれぞれの地域の実情に即した活動を展開しています。平成27年度（2015年度）は、全市展開を記念した活動紹介パネル展及び記念フォーラムを実施し、多くの方が参加しました。また、継続的に代表者会議で意見交換を行うとともに、平成28年度（2016年度）は、今後の事業展開に向けて、合同学習会を実施しました。さらに、広報みたか「ケアネット特集号」の発行により、各ケアネットの取り組みや災害時避難行動要支援者支援事業、見守りネットワーク事業、地域活動・ボランティア活動などを広くPRすることで、共助のまちづくりを進めるための周知を図りました。

<b>用語の説明</b>	<b>地域ケアネットワーク</b>
高齢者や障がい者、子育て家庭をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう新たな支え合いのしくみ。コミュニティ住区を単位とし、市内7つ全ての住区（井の頭、新川中原、西部、東部、連雀、三鷹駅周辺、大沢）で展開している。	

#### セミナー・講演会等の実施支援

障がい者関係団体等の主催する障がいへの理解・啓発のための講演・シンポジウム等の開催について、チラシやポスターを窓口に設置し周知広報に協力しました。後援件数は平成27年度（2015年度）7件、平成28年度（2016年度）6件です。

#### 障がいについての理解を図る教育の推進

小・中学校においては社会科や総合的な学習の時間等の学習においてバリアフリーやユニバーサル・デザイン等福祉について学ぶとともに、アイマスクや点字、車いす等の体験学習を実施しています。また、特別支援学校との副籍交流（直接交流、間接交流）や教育支援学級との交流学習を実施しています。中学校では福祉施設での職場体験を通し、障がい者等と交流を図り、障がい理解教育を進めています。

<b>用語の説明</b>	<b>ユニバーサル・デザイン</b>
年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、始めから出来るだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。	

### 医療機関・施設等から地域生活への移行の促進

基幹相談支援センターに配置している精神保健福祉士が、地域移行・地域定着を推進するために、近隣医療機関へ働きかけを行い、一般相談支援事業所と連携しながら地域移行・地域定着を図っています。また、障がい者支援施設入所者についても、実態調査を実施し、本人の意向を確認しました。地域での生活を希望される場合には、施設と連携しながら移行推進に取り組んでいます。

### 長期入院者の実態把握

基幹相談支援センターに配置している精神保健福祉士が、近隣医療機関へ働きかけを行い、実態把握に努めるとともに、長期入院している精神障がい者の実態調査を実施しました。また、その調査では、地域移行への支援を希望する方は記名していただくようにし、記名があった方には市から積極的にアプローチしていくこととしました。

### 障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進

入居支援件数は、平成 27 年度（2015 年度）5 件、平成 28 年度（2016 年度）6 件、居住継続支援件数は、平成 27 年度（2015 年度）33 件、平成 28 年度（2016 年度）24 件です。なお、不動産店と直接やりとりする中で、理解や協力を求めています。

### 人財の育成と確保

人財確保のためにヘルパー養成研修を実施しています。知的障がい者ガイドヘルパー養成研修の参加者は、平成 26 年度（2014 年度）35 人、平成 27 年度（2015 年度）28 人、平成 28 年度（2016 年度）25 人です。精神ヘルパー養成研修の参加者は、平成 26 年度（2014 年度）16 人、平成 27 年度（2015 年度）19 人、平成 28 年度（2016 年度）19 人です。

### 国・都への積極的な提案要望

障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービス等の報酬等の算定基礎の基準となっている社会保障制度における地域区分の適正化に係る要望を三鷹市長名で厚生労働省厚生労働大臣及び老健局長あてに平成 28 年（2016 年）10 月 20 日に提出しました。



## 4 障がい児支援

---

### 子ども発達支援センターの設置

北野ハピネスセンターの幼児部門を三鷹中央防災公園・元気創造プラザ内に移転し、平成 29 年（2017 年）4 月に子ども発達支援センターを設置しました。地域支援として、平成 26 年度（2014 年度）より保育士への専門研修を連続講座で実施しています。また、幼稚園や保育園などでの発達等に課題のある子どもの増加に対応するため、平成 29 年度（2017 年度）より保育所訪問等支援や併用通園を実施し、在籍園での集団適応力の向上にむけた支援を行っています。

### 縦横連携の強化（関係機関との連携）

新たに開設した子ども発達支援センターでの対象年齢を 18 歳までに拡大し（以前は就学前まで）、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。また、子ども発達支援センターと総合保健センターとの強固な連携による早期発達支援システムの運用を行うとともに、子ども家庭支援ネットワークを基礎に、新たな発達支援ネットワークの運用を開始し、保健、医療、福祉、教育など公私様々な関係機関と連携しながら支援を行っています。

#### コラム

#### 発達支援ネットワーク

---

心身の発達に課題のある子どもの支援の充実に向け、市内等の保健、医療、福祉、教育など公私様々な機関が互いに連携するシステムのことです。

もともと三鷹市では、子どもへの支援の充実のためには、それぞれの施設が、個別に関わるよりも、関係のある機関がタッグを組んで（連携しながら）子どもの支援にあたるのが子どもの支援には効果が高いとして、「三鷹市子ども家庭支援ネットワーク」を運営してきました。心身の発達に課題がある子どもに関しても、平成 29 年（2017 年）、子ども発達支援センターの設立を契機に、同様の市内等関係機関の連携の取り組みを開始しました。

子どもの発達課題と言っても、身体面、知的面、対人コミュニケーション面など様々な課題があり、また、それは、子どもの年齢によっても異なります。子ども個々への支援が発達課題の種別や年齢、過ごす場所ごとに大きく変わらないよう、「子どもへの支援」という大きな視点に立ち、市内の様々な施設が手を取り合い、支援の充実やライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築などに取り組んでいきます。

<参加機関>

児童青少年課、子ども育成課、子ども発達支援センター、子ども家庭支援センター、障がい者支援課、健康推進課（総合保健センター）、教育委員会総合教育相談室、東京都多摩府中保健所、医療法人社団千実会あきやま子どもクリニック子ども相談室、放課後等デイサービス事業者代表

---

## 障がい児の家族支援の充実

子ども発達支援センターでは、保護者同士の交流情報交換を目的に、ママサロン（センター利用の保護者同士の会）、ひだまりの会（ダウン症児の保護者の会）、つくしんぼの会（重度の障がい児の保護者の会、現在対象者がなく実施未定）を開催しています。また、きょうだいの支援を目的に、ここなっつの会（楽しいイベントを通しての交流、くるみ幼稚園のきょうだいを対象としたくるみ幼稚園での先生体験など）を開催しています。さらに、ペアレントトレーニングを広義に捉え、保護者自身が発達に課題のある子どもの子育てを楽しんで行うことができるように、子どもを理解できるような知識と関わりの工夫を学んでいける講座を平成 29 年度（2017 年度）から増やしています。

<b>用語の説明</b>	<b>ペアレントトレーニング</b>
保護者が、自分の子どもの行動を観察して障がいの特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと（保護者向けのプログラム）。	

## 情報提供と情報共有

例年、小・中・高の特別支援学校利用保護者に対する福祉サービスの説明を実施しています。また、急増する障害者手帳を持たない発達障がい児の福祉サービス利用に際し、子ども発達支援センターや相談支援事業所との連携、情報共有を行っています。

## 国・都への積極的な提案要望

平成 27 年（2015 年）に放課後等デイサービスの開設促進に向けた補助金等の設定について、東京都へ要望しました。

## 5 地域での生活のしやすさ

---

### 障害者差別解消法に対応した取り組みの推進

平成 28 年（2016 年）2 月に「三鷹市職員の障がいを理由とする差別解消推進対応要綱」を定めるとともに、同要綱に基づき、係長職以上の市職員を対象に、障がいを理由とする差別解消推進に関する研修を実施しました。今後、全ての職員への研修を進めていきます。また、「三鷹市障害者差別解消法職員ハンドブック」を作成し、全課にデータと紙媒体で 1 冊ずつ配布しました。なお、平成 29 年度（2017 年度）の新人職員には、1 冊ずつ配布しました。今後、研修を通じて全職員に配布していく予定です。

### 障がいや障がいのある人に関する情報の提供

障害者差別解消法の施行にあわせて、市報の 1 面で同法の特集を組みました。また、毎年 12 月の障害者週間にあわせて、別途市報で特集を組むなど、市民の理解・啓発に努めました。また、障害者差別解消法についてや障がいのある人へのサポート方法などをまとめた市民向けのリーフレットを作成し、配布しています。

### 市民後見人等の充実

権利擁護センターみたかが年 6 回、事例検討会を開催しました。また、障がい者地域自立支援協議会、相談支援事業者連絡会において開催した事例検討会も成年後見制度の必要性を関連させた内容とし、理解普及に努めました。

### 障がい者の投票環境等の向上

障がい者や障がい者施設の職員の意見も聞きながら、選挙の案内チラシと投票支援シートを作成し、障がい者支援課の窓口にとともに障がい者施設にも配布しました。また、「障がいのある方への投票所における支援の手引」を作成し、選挙事務従事者に配布しました。

### 災害時の支援体制の充実

平成 27 年度（2015 年度）に、障がい者施設 2 施設について避難所運営マニュアルを作成しました。今後も引き続き、避難所運営マニュアル未作成の施設について作成を進めます。なお、避難所運営マニュアルの作成が完了した 2 施設については、倉庫を整備し避難所用の物資を備蓄します。なお、平成 28 年度（2016 年度）には、各避難所に聴覚障がい者の意思疎通支援ツールである筆談ボードを配備しました。

### 心のバリアフリーの推進

障害者週間にあわせて、バリアフリー映画の上映会やパラリンピアン講演会などを実施するなど、障がいの有無にかかわらず理解しあえる取り組みを行っています。また、市報、

市ホームページ、ケーブルテレビ、FM ラジオなどの広報媒体を活用して啓発活動を実施しています。さらに、障がい者作品展や市役所での自主製品即売会を開催しています。

### ヘルプカードの活用

ヘルプカードの配布件数は約 2,300 件です。ヘルプカードの周知については、市報や市ホームページ、バスの車内広告の利用、普及啓発用のポケットティッシュの配布、ポスターの掲示などを行っています。

### イベント等の活用

みたかスポーツフェスティバルにて、卓球バレーやペットボトルラインナップなど障がいの有無に関わらず誰もが楽しめるスポーツや、障がい者のサポートツアーを実施しました。サポートツアーでは、公募ボランティアにサポート役をしてもらうことで、普段障がい者と接する機会のない方と障がい者の交流の機会にもなりました。

また、障害者週間にあわせて、障がい当事者の製作した絵画や陶芸、雑貨等を展示する障がい者作品展や、自主製品即売会を実施しました。即売会では障がい当事者も販売者として、買い物客と交流しました。

さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催に向けたフラッグツアーにおけるパラリンピック正式種目「ボッチャ」の体験教室や、杏林大学と連携したボッチャ連続講座、障がい児を対象とした F C 東京によるサッカー教室を実施しました。

<b>用語の説明</b>	<b>ペットボトルラインナップ</b>
「ラインナップ」(カップは薪という意味)はスウェーデン生まれのスポーツ。2チームに分かれて交互に6本の丸棒を投げカップを倒す。ペットボトルカップでは、カップと丸棒のかわりにペットボトルを使用する。	

### 発達障がい者等に対する支援

平成 28 年度（2016 年度）に実施した「障がい者等の生活と福祉実態調査」において、初めて発達障がい者、高次脳機能障がい者を調査対象に加え、現在の生活状況や福祉サービスのニーズの把握に努めました。また、平成 29 年度（2017 年度）から発達障がい者、高次脳機能障がい者及びその家族を対象に、心理士、医師、療法士などの専門家による相談会を実施しています。

### 保健・医療・福祉・教育の連携

平成 28 年（2016 年）4 月に、基幹相談支援センターを設置し、地域における相談支援の拠点として保健・医療・福祉・教育の関係機関との連携に努めています。また、平成 28 年（2016 年）5 月に、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所、介護保険事業者連絡協議会等の保健、医療、介護等の関係者を委員とした「三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会」を設立し、在宅医療と介護の連携を推進しています。

## 6 相談支援

---

### 基幹相談支援センターの設置

平成 28 年（2016 年）4 月に基幹相談支援センターを開設しました。専門に相談を受ける職員を配置して、地域移行・地域定着支援を推進するほか、関係機関連絡会への職員派遣や新規に連絡会を立ち上げるなど、相談支援関係機関のネットワークの強化を図っています。また、指定特定相談支援事業者連絡会では、事例検討会や研修など、資質向上と連携強化に向けた取り組みに努めました。

### 相談体制及び機能の充実

障がい者地域自立支援協議会相談支援部会との連携による事例検討会を平成 28 年度（2016 年度）に 1 回開催しました。また、平成 28 年度（2016 年度）に相談支援事業者連絡会における事例検討会を 1 回、研修会を 1 回しました。相談支援専門員以外の職員や障がい者支援課のケースワーカー等が参加し、相談支援体制の整備を図っています。

### 高齢障がい者への支援

平成 28 年（2016 年）に実施した高齢者の生活と福祉実態調査において、65 歳になるまでの障害福祉サービス利用経験と、65 歳以降のサービス利用の現状・課題についての設問項目を加え、現状の把握に努めました。

## 第4章 障がい者施策の考え方

### 1 障がい者施策のビジョン

障がい者施策のビジョンは、基本的に障がい福祉計画（第4期）のビジョンを引き継ぎつつ、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制などの三鷹市の障がい者を取り巻く課題などから、次の3つのビジョンを掲げます。

**1**  
だれもが住み慣れた地域  
で生涯にわたり安心して  
暮らしていけるまち

**2**  
だれもが地域社会の中で  
個性を生かしつつ社会の  
構成員として自立して生  
活できるまち

**3**  
だれもが障がいの有無に  
よって分け隔てられるこ  
となく相互に人格と個性  
を尊重し支え合いながら  
共生できるまち

#### ビジョンを実現するための6つの重点課題

- 1 情報提供
- 2 就労の促進
- 3 地域移行
- 4 障がい児支援
- 5 地域での生活のしやすさ
- 6 相談支援

## 2 障がい者施策のビジョン実現に向けた重点課題

---

ビジョンを実現するために、6つの重点課題を設定し、その課題に対する方策を実施します。

6つの重点課題の解決に向けては、主に障がい者地域自立支援協議会において、現状の取り組みや実績を確認しながら課題を抽出し、課題解決のための取り組みについて様々なご意見をいただきました。これらの課題解決のための取り組みは、本計画において、市民・事業者・関係機関等の参画と協働により、積極的な推進を図ることとします。

### <ビジョン実現に向けた重点課題>

#### 1 情報提供

～ 必要な情報を的確に届けます。～

→ 計画体系3「相談機能の充実と障がい者の視点に立った支援体制の確立」へ

#### 2 就労の促進

～ 障がい者の就労を支援します。～

→ 計画体系4「社会参加と交流の推進」へ

#### 3 地域移行

～ 医療機関・施設等から地域生活への移行を促進します。～

→ 計画体系3「相談機能の充実と障がい者の支援に立った支援体制の確立」へ

→ 計画体系5「地域における自立生活の支援」へ

#### 4 障がい児支援

～ 障がい児への支援を充実します。～

→ 計画体系5「地域における自立生活の支援」へ

#### 5 地域での生活のしやすさ

～ 地域で安心して暮らしていけるようにします。～

→ 計画体系3「相談機能の充実と障がい者の支援に立った支援体制の確立」へ

→ 計画体系5「地域における自立生活の支援」へ

→ 計画体系6「自立支援のための基盤整備とサービスの質の確保」へ

#### 6 相談支援

～ 誰もが相談しやすい相談支援体制を整備します。～

→ 計画体系3「相談機能の充実と障がい者の視点に立った支援体制の確立」へ

→ 計画体系7「推進体制の整備」へ